

## 上ノ国町の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (年度末現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の 人件費率
平成22年度	5,892人	4,548,589千円	132,833千円	788,930千円	17.3%	16.0%

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 類似団体の平均 1人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末・ 勤 勉 手 当	計 B		
平成22年度	81人	296,178千円	41,978千円	108,207千円	446,363千円	5,510千円	5,567千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成22年04月01日現在の人数である。

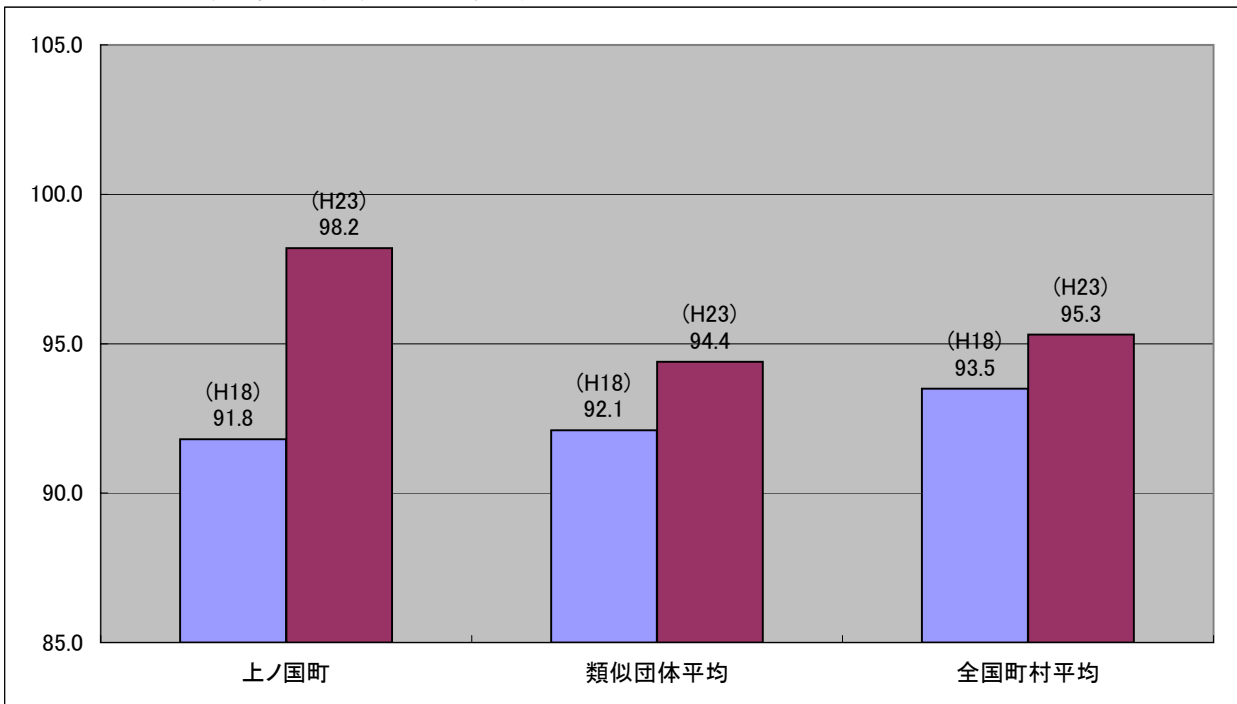
## (3) 特記事項

## 【給与の独自削減】

平成17年度～平成21年度までの5ヶ年を計画期間とする上ノ国町行財政改革計画『上ノ国町自立プラン』の推進により、全職員を対象に次のとおり給料及び手当の独自削減を実施している。

- ①給料の5%削減
- ②期末・勤勉手当の役付加算の全額凍結
- ③管理職手当の50%削減
- ④特殊勤務手当の全額凍結（選挙事務手当を除く）
- ⑤給料を算定基礎額とする各種手当の給料削減に伴う波及分の削減

## (4) ラスパイレス指数の状況（各年04月01日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	121,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号級の給料月額	243,700	309,200	356,400	412,500	420,000	433,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年04月01日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
上ノ国町	40.3歳	307,796円	389,940円	344,049円
北海道	43.7歳	339,183円	425,668円	380,235円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
類似団体	43.3歳	320,005円	369,823円	345,856円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年04月01日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢		平均給与月額 B
上ノ国町	44.6歳	2人	283,200円	314,700円	314,700円	—	—	—	—
うち用務員	44.6歳	2人	283,200円	314,700円	314,700円	用務員	53.8歳	209,700円	—
北海道	49.8歳	376人	332,500円	389,984円	365,792円	—	—	—	—
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—	—
類似団体	48.7歳	7人	277,692円	296,230円	288,237円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
上ノ国町	—	—	—
うち用務員	5,006,200円	2,943,200円	1.70倍
うち自動車運転手	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成18～20年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年04月01日現在）

区分	上ノ国町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	140,100円	—
	中学卒	—	—
福祉職	大学卒	172,200円	—
	高校卒	140,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年04月01日現在）

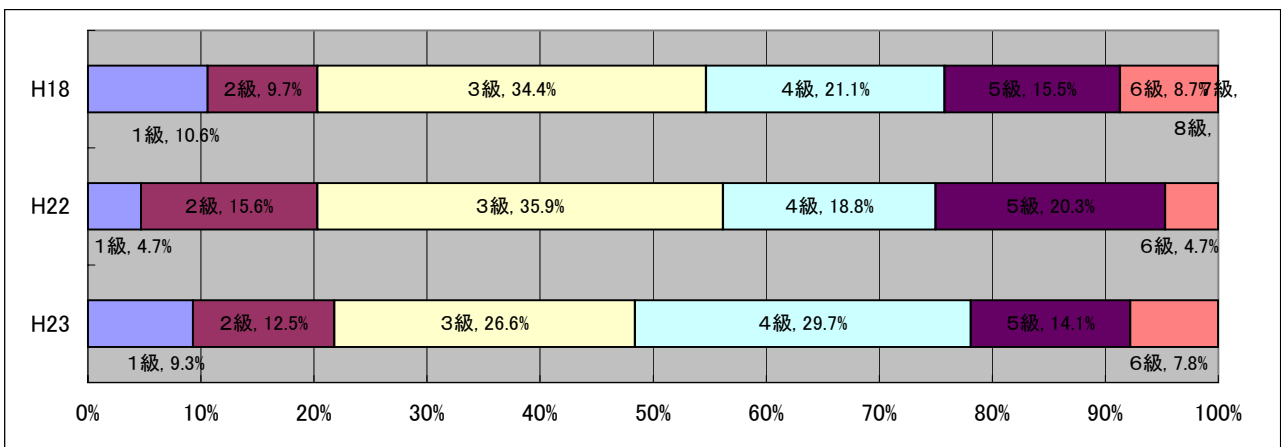
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	254,300円	—
	高校卒	198,200円	313,850円
技能労務職	高校卒	—	—
	中学卒	—	—
福祉職	大学卒	—	—
	高校卒	—	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年04月01日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	6人	9.3%
2級	主査の職務及び特に高度な知識・経験を必要とする業務を行う職務	8人	12.5%
3級	主幹及び主査の職務	17人	26.6%
4級	課長等、主幹及び主査の職務	19人	29.7%
5級	課長等、主幹及び主査の職務	9人	14.1%
6級	課長等の職務	5人	7.8%

- (注) 1 上ノ国町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

監督する地位にある者の勤務成績についての証明をもって昇給に反映している

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上ノ国町		北海道		国	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,325千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,582千円		-	
(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) なし(凍結中)		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当(平成23年04月01日現在)

上ノ国町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～20%加算 )			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～20%加算 )		
1人当たり平均支給額		千円	1人当たり平均支給額		千円
		25,112千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成23年04月01日現在)

支給実績(22年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

(平成23年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

## (4) 特殊勤務手当（平成23年04月01日現在）

支給実績(22年度決算) ※H22は選挙事務手当のみ				2,777千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)				31,200円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年4月分)				95.69%
手当の種類(手当数)				9種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
税務手当	右の業務に従事した職員	町税の賦課及び徴収に関する事務	課長職 5,400円/月 主幹・主査職 4,600円/月 その他の職員 4,000円/月	
伝染病防疫作業手当	右の業務に従事した職員	伝染病が発生し又は発生する恐れのある場合の処理業務	従事した日1日につき 230円を超えない範囲	
野犬掃とう作業手当	右の業務に従事した職員	犬の捕獲又は殺処分作業	従事した日1日につき 230円を超えない範囲	
用地取得等業務手当	右の業務に従事した職員	公共用地の取得若しくはこれに関連する交渉等の業務	従事した日1日につき 230円	
高所作業手当	右の業務に従事した職員	地上及び水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う作業	従事した日1日につき 230円	
保健指導業務手当	右の業務を本務とする保健師	保健指導に関する業務	5,000円/月	
保育業務手当	右の業務を本務とする保育士	保育に関する業務	3,000円/月	
水道業務手当	右の業務を本務とする職員	水道使用料の徴収、飲料水の消毒及び水道現場作業等	3,500円/月	
選挙事務手当	右の業務に従事した職員	選挙の投票事務	課長・主幹職 9,000円/回 その他の職員 15,000円/回	
		選挙の開票事務	課長・主幹職 6,000円/回 その他の職員 5,000円/回	

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	3,290千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	73千円
支給実績(22年度決算)	3,567千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	58千円

## (6) その他の手当（平成23年04月01日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	次の被扶養者の数に応じ支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の者 6,500円 ※配偶者の有無、配偶者以外の者の年齢により加算あり	同	—	11,539千円	240千円
住居手当	・借家等：月額家賃に応じ、27,000円/月を限度に支給 ・持ち家：5,000円/月	同	—	6,982千円	148千円
管理職手当	・課長職：給料月額5% ・主幹職：給料月額4%	異	—	10,320千円	344千円
通勤手当	・自家用車：24,500円/月限度 ・交通機関：55,000円/月限度	同	—	1,895千円	70千円
寒冷地手当	・被扶養者のある世帯主：22,540円/月 ・被扶養者のない世帯主：12,860円/月 ・その他の職員：8,600円/月	同	—	7,143千円	80千円

6 特別職の報酬等の状況（平成23年04月01日現在）

区 分		給 料	額 等	
			(参考) 類似団体における最高/最低額	
給 料	町 長	722,000円 ( ) 円)	870,000円	523,000円
	副 町 長	578,000円 ( ) 円)	666,000円	265,500円
報 酬	議 長	238,000円 ( ) 円)	355,000円	198,000円
	副 議 長	195,000円 ( ) 円)	316,000円	155,000円
	議 員	171,000円 ( ) 円)	301,000円	131,000円
期 末 手 当	町 長	(22年度支給割合) 2.60月分		
	副 町 長	(22年度支給割合) 2.60月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 722,000円×4年×5.313	(1期の手当額) 15,343,944円	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	578,000円×4年×3.355	7,756,760円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、平成22年04月01日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

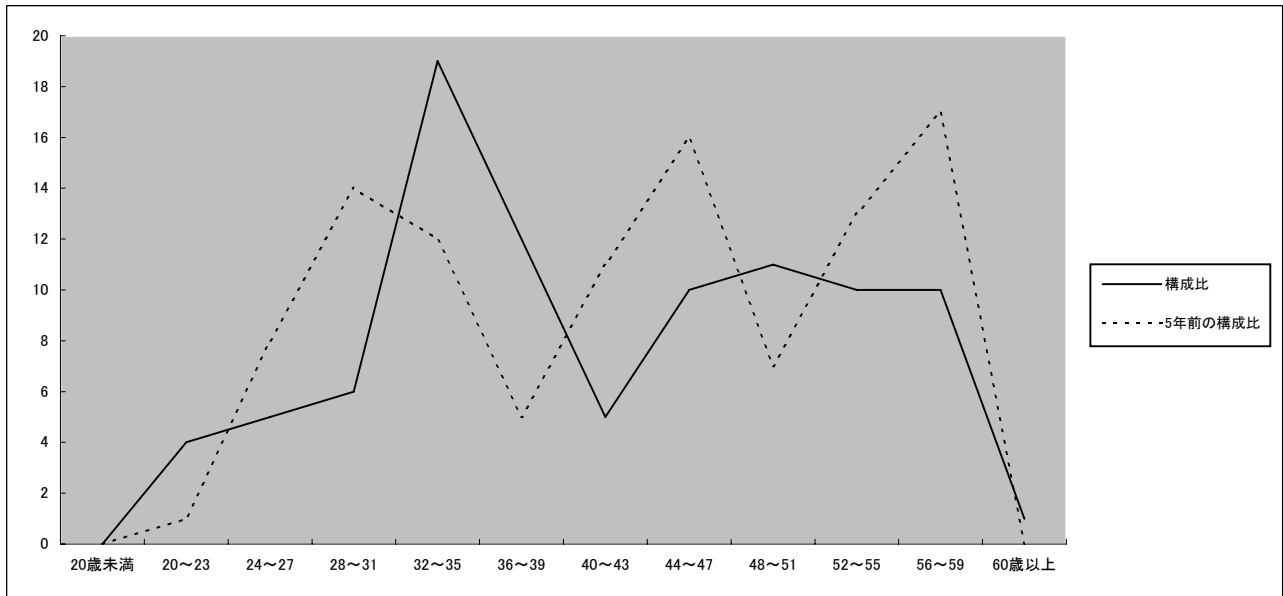
7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年04月01日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		平成22年度	平成23年度		
普 通 会 計 部 門	一般行政部門	70人	71人	1人	退 職 △ 3人 採 用 4人
	教 育 部 門	12人	12人		
	小 計	82人	83人		<参考> 人口1万人当たり職員数 139.17人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 121.26人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道 事 業	3人	3人		
	下 水 道 事 業	2人	2人		
	その他の事業	5人	5人		
	小 計	10人	10人		
合 計		92人 〔 122〕人	93人 〔 122〕人	1人 〔 0〕人	<参考> 人口1万人当たり職員数 159.54人

(注) 1 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年04月01日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	4人	5人	6人	19人	12人	5人	10人	11人	10人	10人	1人	93人

(3) 職員数の推移

○部門別 \ 年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	過去5年間の 増減数（率）
一 般 行 政	80	79	78	74	70	71	▲ 9    -11.3%
教 育	14	14	14	14	12	12	▲ 2    -14.3%
消 防							
普 通 会 計	94	93	92	88	82	83	▲ 11    -11.7%
公 営 企 業 等 会 計 計	11	11	9	9	10	10	▲ 1    -9.1%
総 合 計	105	104	101	97	92	93	▲ 12    -11.4%

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ①職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年の職員 給与費比率
平成22年度	61,503千円	5,404千円	20,046千円	32.59%	29.8%

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給 与 費 B/A	(参考) ○ 一般行政職の 平均1人当たり 給 与 費
		給 料	職 員 手 当	期 末・ 勤 勉 手 当	計 B		
平成22年度	3人	12,830千円	2,389千円	4,828千円	20,047千円	6,682千円	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成22年03月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

#### 【給与の独自削減】

平成17年度～平成21年度までの5ヶ年を計画期間とする上ノ国町行政改革計画『上ノ国町自立プラン』の推進により、全職員を対象に次のとおり給料及び手当の独自削減を実施している。

- ①給料の5%削減
- ②期末・勤勉手当の役付加算の全額凍結
- ③管理職手当の50%削減
- ④特殊勤務手当の全額凍結（選挙事務手当を除く）
- ⑤給料削減の波及による、給料を基礎額とする各種手当の削減

#### ②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年04月01日現在）

区 分	平均年齢	平均基本給	平均月収額
上ノ国町	45.6歳	345,700円	419,361円
団体平均	歳	円	円
事業者	歳	—	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

上ノ国町(水道事業)		町村(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,609千円		1人当たり平均支給額(22年度) 千円	
(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 月分 ( )月分	勤勉手当 月分 ( )月分
(加算措置の状況) なし(凍結中)		(加算措置の状況)	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。



イ 退職手当（平成23年04月01日現在）

上ノ国町(水道事業)			町村(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続30年	月分	月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置 2～20%加算 )			(退職時特別昇給 )		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
0千円			0千円		
			千円		
			千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成23年04月01日現在)

支給実績(21年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%

(平成23年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成23年04月01日現在）

支給実績(22年度現在)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年04月分)		%	
手当の種類(手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	右の業務に従事した職員	町税の賦課及び徴収に関する事務	課長職 5,400円/月 主幹・主査職 4,600円/月 その他の職員 4,000円/月
伝染病防疫作業手当	右の業務に従事した職員	伝染病が発生し又は発生する恐れのある場合の処理業務	従事した日1日につき 230円を超えない範囲
野犬掃とう作業手当	右の業務に従事した職員	犬の捕獲又は殺処分作業	従事した日1日につき 230円を超えない範囲
用地取得等業務手当	右の業務に従事した職員	公共用地の取得若しくはこれに関連する交渉等の業務	従事した日1日につき 230円
高所作業手当	右の業務に従事した職員	地上及び水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う作業	従事した日1日につき 230円
保健指導業務手当	右の業務を本務とする保健師	保健指導に関する業務	5,000円/月
保育業務手当	右の業務を本務とする保育士	保育に関する業務	3,000円/月
水道業務手当	右の業務を本務とする職員	水道使用料の徴収、飲料水の消毒及び水道現場作業等	3,500円/月
選挙事務手当	右の業務に従事した職員	選挙の投票事務	課長・主幹職 9,000円/回 その他の職員 15,000円/回
		選挙の開票事務	課長・主幹職 6,000円/回 その他の職員 5,000円/回

オ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	99千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	33千円
支給実績(22年度決算)	133千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	44千円

カ その他の手当（平成22年04月01日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当	次の被扶養者の数に応じ支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の者 6,000円 ※配偶者の有無、配偶者以外の者の年齢により加算あり	同	—	666千円	333,000円
住居手当	・借家等：月額家賃に応じ、 27,000円/月を限度に支給 ・持ち家：5,000円/月	同	—	444千円	148,000円
管理職手当	・課長職：給料月額5% ・主幹職：給料月額4%	同	—	832千円	416,000円
通勤手当	・自家用車：24,500円/月限度 ・交通機関：55,000円/月限度	同	—	24千円	24,000円
寒冷地手当	・被扶養者のある世帯主： 22,540円/月 ・被扶養者のない世帯主： 12,860円/月 ・その他の職員：8,600円/月	同	—	290千円	96,567円

④職員数の推移

上記【6 職員数の状況(3)】に含まれているため未掲載